

【研究ノート】

北星学園大学におけるバリアフリー環境の現状と課題

——すべての人にやさしい大学を目指して——

田 実 潔
田 辺 毅 彦
鈴 木 克 典
森 越 京 子

研究ノート

北星学園大学におけるバリアフリー環境の現状と課題 ——すべての人にやさしい大学を目指して——

田 実 潔 田 辺 毅 彦 鈴 木 克 典 森 越 京 子
Kiyoshi TAJITSU Takehiko TANABE Katsunori SUZUKI Kyoko MORIKOSHI

目次

1. はじめに
2. 目的と方法
 - 1) 目的
 - 2) 方法
 - 3) 結果
 - 4) 考察

【要旨】

2016年の『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』施行以来、本学でも障害のある学生への対応が必須となっている。その中で、学内や周辺におけるバリアフリー環境の検討も必要とされている。本研究では、おもに視覚障害や肢体不自由障害、発達障害等のある学生目線で、学内のバリアフリー環境について、写真撮影し検討することとした。その結果、すでに大学において配慮されているバリアフリー環境もありつつ、今後更なる配慮が必要とされる点も確認できた。施設的な観点もあれば、掲示物や展示の在り方等すぐに改善が可能なものもあり、障害のある学生をふくむすべての人にやさしい大学を目指しての改善策を提言することができた。なお、今後の課題として、昨今様々な災害が起きている中、いざという時の障害のある学生への配慮として、防災対策を講じる必要性を指摘した。

1. はじめに

2016年に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法、以下同）』が施行され、本学でもそれに準じて、障害のある学生への支援をおこなうアクセシビリティ支援室を立ち上げている。アクセシビリティ支援室の支援室規程では、『支援の妥当性や実施状況及び学習環境の検証に関する事項（第4条7項）』という規程があり、本研究対象のバリアフリーに対

する検証もこの学習環境の検証に含まれている。また、年度末に行う自己点検評価においても、アクセシビリティ支援室開設以来、毎年次年度への検討課題として、バリアフリーと関連のあるUD（ユニバーサルデザイン）の観点からの検証を提起している。

2016年度以降、本学へ入学してきた障害のある学生については、支援を必要としてアクセシビリティ支援室で支援を行っているケースでは、聴覚障害のある学生が最も多いが、視覚障害や肢体不自由のある学生も何人

キーワード：バリアフリー環境 視覚障害 肢体不自由障害 発達障害

か在籍している。さらには、発達障害のある学生も増加傾向にあり、独特の知覚特性をもっている場合が多い発達障害のある学生への対応件数も増えている(田実¹⁾)。

以上のような現状に鑑み、本研究では2018年度の学内共同研究として、アクセシビリティ支援室の学内選出教員委員によるバリアフリー環境の現実と課題について研究を遂行することとした。

なお、バリアフリーには、いくつかの種類があり、政府広報オンライン²⁾によると①物理的バリアや②制度バリア、③文化・情報バリアおよび④意識バリアが示されており、本研究では①の物理的バリアについて検証することとした。他のバリアについては、物理的バリアと同じくらい重要な意味を持つものであるが、本学におけるそれらについては、別の機会に触れることとしたい。

2. 目的と方法

1) 目的

本研究では、大学内における夏季のバリアフリー環境について、視覚障害や車椅子利用の肢体不自由障害および発達障害のある人の知覚特性および心理特性の観点から、問題や困難を感じるのではないと思われる箇所を写真撮影し、課題を検討することとした。夏季に限定したのは、本学の位置する札幌は、冬季における積雪の影響が大きく、夏季とはまた異なった配慮が必要であるため、バリアフリー環境についても異なる観点での考察が必要である、と考えたからである。冬季におけるバリアフリー環境については、また別の機会に報告することとしたい。

2) 方法

写真撮影にあたっては、撮影の観点が必要である。本研究では、視覚障害や肢体不自由障害および発達障害のある学生目線からバリ

アフリー環境を考察することとしているため、撮影にあたっては、これらの障害における知覚特性や心理特性を整理し、撮影の観点を明確にした上で撮影に臨むこととした。視覚障害と肢体不自由障害および発達障害のある人が感じる物理的バリアについて、政府広報ラインの資料からTable 1にまとめた。

Table 1 障害ごとの物理的バリアの特徴

視覚障害	視覚による情報収集に困難がある 音声情報や触覚情報が必要 色覚異常では、コントラストにも留意
肢体不自由	様々な運動障害がある 車椅子や補装具使用への配慮が必要 最も物理的バリアフリーが望まれる
発達障害	感覚過敏による刺激過多がある 独特の視知覚(シングルフォーカスなど)により、適切に情報収集ができにくいことがある

3) 結果

撮影した写真をFig.1～に示した。



Fig.1 ラーニング commons のスロープ

ラーニング commons の階段付近のスロープでは、絨毯の色を変えるなど視覚的に分かりやすく工夫してあるものの視覚障害のある学生には急にスロープになることで配慮が必要であろう。

また、ラーニング commons 内の共用設備では、共用であるが故にいくつかの使用ルールが設定されている (Fig.2)。



Fig.2 ラーニングコモンズの印刷専用PC

使用ルール(印刷枚数を指定の用紙に記入)によっては、視覚障害のある人には独力では難しいバリアになり得るであろう。また、車椅子利用の学生には、高い位置にあるため使いづらいであろう。同様に、ラーニングコモンズでは、Fig.3～5に示すような肢体不自由特に車椅子利用の学生にとっては、かなりの物理的バリアとなる箇所が散見されている。

Fig.3では、ウォータークーラーがそもそも設計上の問題から、車椅子利用の人には不親切である。低く設計されているウォータークーラーもあることから、改善の余地はあるであろう。



Fig.3 ラーニングコモンズのウォータークーラー

同様に、ラーニングコモンズのトイレにおける洗面所についても改善の余地があると思われる (Fig.4)。



Fig.4 ラーニングコモンズのトイレ洗面所

高さは問題ないのだが、車椅子だと脚部が邪魔になり洗面台まで手が届かないこととなる。



Fig.5 ラーニングコモンズの2階トイレ

ラーニングコモンズは、センター棟の2階に設置されているが、2階にはそもそも多目的トイレが設置されていないため、ラーニングコモンズを利用する肢体不自由のある学生は、トイレ利用のたびに1階まで降りなければならない。設置上は、1階に多目的トイレがあることで問題はないのだが、心理的には2階にも多目的トイレがあることが望ましいのであろう。センター棟の1階(国際交流センターやカフェ等)と2階では利用目的が異なるため、対象となる利用学生は基本的に重複しない。そのため、各階に多目的トイレがあればよりバリアフリーが推進されるであろう。

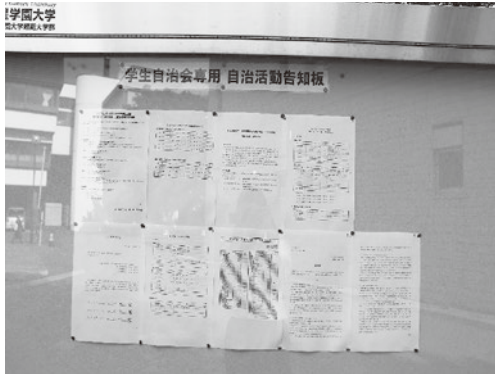


Fig.6 校舎外掲示板

コントラストがはっきりせず、視覚障害の弱視や色覚異常のある人にとっては、見づらい掲示かもしれない。さらには、発達障害のある学生で、たくさんの視覚情報の中から自分にとって必要な情報を得ることを苦手としている場合は、あまりに多くの情報が平面的に羅列されていると混乱してしまうこともあり得るであろう (Fig.6)。

Fig.7はB館玄関のスロープである。スロープが設置されており、車椅子利用にも配慮しているのだが、B館の建築がほぼ20年近く前のことであり、スロープの幅がやや狭かったり勾配角度が少し急であるように思われる。電動車椅子や将来的には重度身体障害のあるバギー利用の学生が入学してくる可能性を考えれば、次の改築時には考慮することになるであろう。



Fig.7 B館玄関前スロープ



Fig.8 カバードウォーク

サイクリングロードから本学に至る通学路であるが、諸般の事情から階段を数カ所に設けてある。自転車利用による事故防止の観点から取って階段を設けたのだが、肢体不自由のある車椅子利用を考えると段差のない路が望ましいであろう (Fig.8)。

図書館入り口のスロープ (Fig.9) は、B館玄関前同様、幅が若干狭く90°に曲がらなければならない等、車椅子利用者にはスムーズにかけられるスロープであることが予想される。

図書館は、本学学生のみならず、広く近隣市民にも開放されている施設であるため、本学に在籍している学生のみをイメージするのではなく、様々な障害のある、特に肢体不自由の車椅子利用者やその介護者等が利用しやすい環境設定を将来的に考えていくべきではないだろうか。



Fig.9 図書館入り口スロープ



Fig.10 サークル棟階段



Fig.11 サークル棟トイレ

サークル棟は、階段しか設置されておらず (Fig.10)、肢体不自由障害で車椅子を利用する場合は、サークル活動にも困難さを感じさせることになるかもしれない。同様にトイレについても車椅子利用者の使用を前提としておらず (Fig.11)、肢体不自由の障害のある学生に学生生活を享受してもらうには、サークル棟の整備も考えていかなければならない。



Fig.12 大学会館階段

大学会館は、1Fに大学生協、2階～3階に学食があり、授業以外で学生が利用する頻度も最も高い施設であるが、このセンター棟にはエレベーターが設置されていない。第1研究棟もしくは第2研究棟のエレベーターを使用し、センター棟との連絡通路を経て2階以上の施設の利用が可能となる。車椅子を使用しない学生と比べて、遠回りを強要される結果となり、障害者差別解消法の基本的考え方であるイコールアクセスの観点からは、できるだけ早急に合理的配慮として改善することが望ましいであろう。1986年竣工であり、当時の建築基準では問題なかったものと思われるが、エレベーター設置もしくは代替手段の検討は今後必要となるであろう。

また、大学会館1階には、大学生協があり、学生達の必需品を揃えている。商品の陳列展示や掲示について、車椅子利用の学生が手が届かず利用しにくかったり (Fig.13)、引きドアなので車椅子が邪魔になることが考えられたり (Fig.14)、あるいは視覚障害のある学生や発達障害のある学生にとっては、視覚情報が整理されておらず混乱することが予想される掲示 (Fig.15) も散見された。物理的なスペースの問題や設備の問題など、早急に対応できるものではないだろうが、障害のない人にとって当たり前の陳列展示や掲示が実は障害のある人にとっては、思わぬバリアになっていることを考えるきっかけになってもらえれば、と思う。



Fig.13 高所に陳列されている商品



Fig.14 引きドアの商品棚



Fig.15 階段の掲示物

一方、発達障害にある人にとっては、アイコン表示（ピクトグラム）は便利なものであるが、間違った情報や混乱させる情報を示しているように理解されるアイコン表示（ピクトグラム）もある。例えばFig.16は中庭にある行き先表示であるが、人の歩く姿は左方向であることに對し、矢印は上方向（直進）を示している。通常は経験値もあり問題になることは少ないが、初見では混乱を招く表示である。



Fig.16 中庭の表示1

Fig.17に至っては、直進の示す部分は、本来意味するところのアスファルト舗装された部分の直進、ではなくまっすぐ立木に向かっていくようにさえ感じさせる表示である。



Fig.17 中庭の表示2



Fig.18 緊急避難の案内

さらにFig.18は、街中でも良く見かける緊急時の避難案内である。これは、左右どちらの方向にも避難ができる、という案内表示であるが、発達障害のある人のなかでは、どちらに避難するべきなのか判断に苦しむ人もいる。右か左かどちらかに避難することは理解できるのだが、右か左かの選択に迷うので

ある。この場合は、1枚のピクトグラムに2つ以上の情報を含ませることが混乱の元になるので、左右の少し距離を置いた場所にそれぞれ右方向と左方向の矢印による避難表示をすることが望ましいように思われる。

4) 考察

学内を中心に撮影をしたが、教室や廊下などの普段学生が良く使用する頻度の高い場所については、目立った物理的バリアは見つからなかった。大学運営の責任の一端を担っている事務方の普段からの設備管理が行き届いているからであろう。本学は、社会福祉学部を有していることもあり、歴史的にも社会的弱者へのまなざしには暖かいものがあり（と筆者は赴任依頼感している）大学をあげての障害のある人や社会的弱者への配慮が比較的良好であることが背景にあると思われる。

加えて2016年からのアクセシビリティ支援室設置に伴い、障害のある学生への支援に大学全体で継続して取り組んでいることも大きな意味があると思われる。障害のある学生への支援を考える時に、当該学生からの様々な要請に基づき、教室や廊下等での物理的バリアフリーが漸次改善されてきているためと思われ、アクセシビリティ支援室の取組の成果であると言えよう。

今回、いくつか指摘した物理的バリアについては、早急に改善できるものもあれば、大学としての予算措置を必要とするものもあり、すべてが対応可能であるとは思われない。大事なことは、障害のない人の視点や観点から設けられたり設計された当たり前の設備等が、障害のある人にとっては当たり前ではないこと、ひいては障害のない人にとっての便利さや利便性が、時には障害のある人にとっては逆に社会的障壁となっている可能性があることを大学関係者が共通の意識として共有することではないか、と考えている。具体的な課題としては、オストメイト対応トイレの

設置は考えても良いか、と思われる。人工肛門等により、排泄等に特別な配慮が必要な場合については、現在は本学学生には見られないが将来的な可能性や講演等による学外からの参加者の可能性を考えたときに、設置について検討する余地はあるかと思う。現状でも車椅子利用の方が主に用いる多目的トイレは設置しているが、将来学内建築物改修等の機会には検討することが求められるであろう。

その他の今後の課題としては、最近の学会等で障害のある学生支援の一つのトピックスとして話題にもなっている障害のある学生を含めた災害時対応である³⁾。車椅子を利用している肢体不自由の人の場合、車椅子は自分の身体の一部なので車椅子のまま避難することを望むのは当たり前の感覚である。車椅子は電動の場合その重量はおよそ100kgである。利用している学生の体重を加味すると、大人2人でも階段の上り下りなど厳しいものがあることは想像に難くない。では、実際に地震等の災害に見舞われた時、誰がその車椅子を運ぶのだろうか。Table2に近年日本で発生した震度7以上の主な地震についてまとめてみた（北海道南西沖地震は震度5であるが、その被害の甚大さから引用してみた）。奇しくも地震の発生時間は、ほぼ夕刻から早朝にかけてである。唯一、三陸沖大地震が14時46分の発生であるが、日付が3月11日と春季休業期間である。つまり、震度7以上の甚大被害が予想される地震は、学生が通常の講義を受けたり活動を行っている時間帯には、幸いなことに今まで発生していなかったのである。しかし、これは今まで幸運に恵まれていたとしか言えないであろう。今後は学生達が多くいる昼間の時間帯に大地震に見舞われる可能性の方がむしろ高いと思われる。

筆者は、以前特別支援学校教員として特別支援学校に勤務していた時に、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）に遭遇したことがある。自宅の全壊も経験したが、その時一番混乱し

Table 2 震度7以上の主な地震

地震	発生日年月日	震度
北海道胆振東部地震	2018年9月6日03時08分	7
熊本地震（前震）	2016年4月14日21時26分	7
熊本地震（本震）	2016年4月16日1時25分	7
三陸沖大地震（東日本大震災）	2011年3月11日14時46分	7
新潟中越地震	2004年10月23日17時56分	7
兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）	1995年1月17日5時46分	7
北海道南西沖地震	1993年7月12日22時17分	5

たのが障害のある人とその家族であった。ラジオなどの聴覚情報が得られず、どこに避難すれば良いのか分からない聴覚障害のある人、いつも通っている道が崩れ歩行や移動に困難を感じていた視覚障害のある人や車椅子椅子利用の人、突然の環境の変化にパニックになってしまった発達障害のある人、など。誰もが自分のことを優先に考えている中で、避難を手伝ったりしてくれる人もいないのが現実であった。熊本地震の経験をした発達障害のある子どもさんを持つ保護者の方が、避難所に行っても発達障害のある子どもさんが落ち着かず泣き叫んだり騒ぐので、避難所にすら入れてもらえなかった、という報告もあった（前掲³⁾）。

こういったことは、昼間に大地震に見舞われた大学でも人ごとではない。発達障害の一種で相貌失認の障害を持っている学生の場合、学内移動も基準となる地点（例えば本学で言うなら中庭の時計など）に一度戻らないと学内といえども他所に移動することが難しいと言われている。もちろん慣れや環境への適用などから改善は見られるようであるが、それも平常時のことであり、地震等の非常時は、そのような対応は困難を極めることになる。これは発達障害の一つの例であるが、今後の課題として、大学は一般学生の誘導とあわせて障害のある学生達の適切な誘導や対応など、障害特性を十分に理解した上で対応出来るようシミュレーションや実際に動いてみる防火教育訓練等を積み上げる必要があるで

あろう。

幸いにも本年から、本学でも一部の授業を利用した臨場感のある学内での避難訓練が実地された。とても評価できることであり、次年度以降、障害のある学生対応の観点も盛り込みながら、拡充していけることを願っている。

〔謝辞〕

本研究は、2018年度北星学園大学共同研究費による支援を受けた著者4名（アクセシビリティ支援室委員）によるプロジェクト研究です。補助に心よりお礼申し上げます。

〔参考文献〕

- 1) 田実潔. 障害者差別解消法のとりくみについて. 北海道精神保健協会, 第141号, p.40-42. 2018.
- 2) 知っていますか? 街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」. 政府広報オンライン. <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html#section3>
- 3) 全国高等教育障害学生支援協議会第5回大会, 分科会「障害学生支援と災害時対応をめぐる課題」資料. 2019.